

臨床における倫理の指針

各患者さまには人種、年齢、性別の区別なく平等で良質な医療を受ける権利があります。

宇治リハビリテーション病院（以下、当院という）は患者さまの権利を守り、当院の「理念・基本方針」に基づく適切な医療を提供するため、倫理的な問題に対する方針を定めています。

1. 自己決定権の尊重

患者さまの自己決定を尊重し、すべての医療行為は患者さまの同意に基づくことを原則とします。

2. 真実の開示

患者さまが自己決定できるように、病名や診療内容についてできる限り正確な情報提供に努めます。ただし、がんの告知などにおいて患者さまが望まない場合や患者さまやご家族に特殊な事情がある場合はこの限りではありません。

3. インフォームド・コンセント

医師はこれから行おうとする治療・検査の目的、内容、リスク、代替え可能な方法、何もしない場合に予想される結果等について十分な説明を行い、それらの説明に基づいた患者さまの同意を受けて医療を提供します。患者さまには十分な情報提供を受けた上で自らの意志と価値観に基づいて治療や検査などの医療行為を選択する権利があります。

4. 患者さまが自己判断できない場合

患者さまに意思決定能力がない場合または意思表示ができない場合には、代理人（患者さまの立場、意思を適切に推定することができる人）に説明しご理解を得て治療を進めます。

5. 患者さまによる検査・治療拒否の権利

医師は検査・治療を実施しないことの不利益について十分な説明を行い、その上で医療行為が拒否された場合は患者さまの自己決定権を尊重します。ただし感染症法などの規定に基づき、治療拒否が制限される場合があります。

6. 患者情報管理の徹底及び個人情報の保護

患者さまのプライバシーを尊重し、当院の個人情報保護に関する基本方針および関係法令など、さらには病院職員としての守秘義務を遵守することにより個人情報の保護を徹底します。

7. 信頼される医療の提供

安全で質の高い医療を提供するため、各種の関連法規、ガイドライン、院内規定を遵守します。また患者さまには医療者を自由に選択できる権利及びセカンドオピニオンを求める権利があります。

8. 身体抑制

患者さまご自身に危険が及ぶと判断されるなど身体抑制が必要と判断された場合、患者さまとご家族に説明し同意を得たうえで抑制をかけさせていただくことがあります。当院の「身体的拘束を最小化するための指針」に基づき必要最小限の抑制にとどめます。

9. 終末期医療への対応

終末期の医療・ケアについては、当院の「人生の最終段階における医療・ケアの指針」に基づいて対応します。患者さまの意志を尊重するとともに、患者さま・ご家族・診療チームの十分な話し合いにより方針を決定することを原則とします。可能な限り疼痛やそのほかの不快感を緩和し社会的支援を含めた総合的な医療・ケアを提供します。

10. 心肺蘇生をしないこと(DNAR)の指示

心肺蘇生術は心肺停止に陥った場合に行われる救急措置です。しかし、がん末期・老衰・救命不能または意識回復が見込めないなどの重篤な状態では、心肺蘇生術は必ずしも有益とは言えません。患者さまから心肺蘇生を行わないことを希望された場合、診療チームが患者さまとご家族に十分な説明を行い、その上で患者さまが心肺蘇生を行わないことに同意された場合にはその意思を尊重します。

11. その他の倫理的問題

その他の臨床的倫理課題については、必要に応じて倫理委員会で審議のうえ方針を決定します。